

## 貴社を労務管理リスクから開放します

編集・発行 社会保険労務士 山下事務所 〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2 (毎月1回 10日頃発行) ※この記事はHPでダウンロード出来ます。



所長の山下隆二です。朝晩は、過ごしやすくなり、すがすがしい気持ちです。その一方で、台風が来る気配は感じられません。災害は否ですが、ゼロというものチョットどうかと…。今月お伝えするテーマは、右記の通りです。貴社の労務管理にお役立て下さい。

民主党が、先日の選挙で圧勝したのは記憶に新しいです。

各種マスコミも、“どうなる”、“こうなる”の報道が主で、是々非々があります。鳩山首相も、外交で頑張っておられる姿が映し出されていました。

参議院銀の議席も、社民・国民新両党との連立で過半数を得ることになり、“ねじれ国会”も解消されます。

政権交代の大きな要因に、民主党のマニフェストの充実があったといわれています。

このマニフェスト、雇用の分野について、どのような内容を掲げているのか、今一度確認しておきましょう。

**I 職業訓練制度(10万円/月の手当付)・・・求職者支援****【政策目的】**

- ・雇用保険と生活保護の間に『**第2のセーフティーネット**』を創設する。
- ・期間中に手当を支給することで、職業訓練を受けやすくする。

**【具体策】**

- ・失業給付の切れた人、雇用保険の対象外である非正規労働者等を対象に職業能力訓練を受けた日数に応じて『**能力開発手当**』を支給する。

**【所要額】** 5,000億円程度**II 雇用保険を全労働者に適用****【政策目的】**

- ・セーフティーネットを強化して、国民の安心感を高める
- ・雇用保険の財政基盤を強化すると共に、雇用形態の多様化に対応する。

**＜今月号の内容＞**

- ◆ **民主党のマニフェストを再確認**
- ◆ **育児・介護休業法の改正規定の一部が実施されます**

**【具体策】**

- ・全ての労働者を雇用保険の被保険者とする(※1)。
- ・雇用保険の国庫負担を、法律の本則にある1/4に戻す(※2)。

※1) 現行制度では、行政手引により、雇用の見込みが6か月未満の場合、雇用保険の被保険者としません。

※2) 現行制度では、暫定措置により雇用保険の国庫負担額を、法律の本則の負担額の55%に引き上げています。

**【所要額】** 3,000億円程度**III 製造現場への派遣を原則禁止****・・・派遣労働者の雇用の安定を図る****【政策目的】**

- ・雇用に係わる過度な規制緩和を適正化し、人々の生活の安定を図る
- ・日本の労働力の質を高め、技能の継承を容易にすることで、将来の国力を維持する。

**【具体策】**

- ・原則として製造現場への派遣を禁止(新たな専門職制度を設ける)(※3)
- ・専門業務以外の派遣労働者は常用雇用とし、派遣労働者の雇用の安定を図る。
- ・2ヶ月以下の雇用契約については、労働者派遣を禁止。**『日雇派遣』、『スポット派遣』も原則禁止**
- ・派遣労働者と派遣先労働者の均等待遇の原則を確立
- ・期間制限を超えて派遣労働者を受け入れている場合には、派遣労働者が派遣先に直接雇用を通告できる『**直接雇用みなし制度**』を創設(※4)

※3) 製造現場への派遣は、平成16年2月までは禁止されていましたが、規制緩和の観点から、平成16年3月から禁止が撤廃されました

※4) この制度は、派遣労働者が派遣先に通告できるという画期的な制度といえます

## IV 最低賃金の引き上げ

### 【政策目的】

- ・真面目に働いている人が生計を立てられるようにし、ワーキングプアからの脱却を支援する。

### 【具体策】

- ・貧困の実態調査を行ない、対策を講じる。
- ・最低賃金の々原則を『労働者とその家族を支える生計費』とする
- ・全ての労働者に適用される『全国最低賃金』を設定(800円程度を想定)(※5)
- ・景気状況に配慮しつつ、最低賃金の全国平均1,000円を目指す(※5)
- ・中小企業での円滑な実施を図るため、財政上・金融上の措置を実施

※3) 現行制度では、地域別最低金を設定。平成21年度の全国平均は713円(予定)

### 【所要額】 2,000億円程度

どこまで実現できるのか、実現された場合の会社に与える影響は・・・等々、注目されます。

## V ワークライフバランスと均等待遇を実現する

### 【政策目的】

- ・労働者一人一人の意識やニーズに応じて、やりがいのある仕事と充実した生活を調和させることのできる『ワークライフバランス』の実現を目指す。

### 【具体策】

- ・性別、正規、非正規に係わらず、同じ職場で同じ仕事をしている人は、同じ賃金を得られる均等待遇を実現。
- ・過労死や過労自殺等を防ぎ、労働災害をなくす取り組みを強化

### ◆育児・介護休業法の改正規定の一部が実施されます◆

7月1日に公布され、話題になっている『改正・育児介護休業法』ですが、その一部が9月30日より一部施行されています。

残りの規定の大部分は、来年度施行される予定です。しばらく、『改正・育児介護休業法』に注目です。

### ★苦情の自主的解決(除:調停)

「育児休業、介護休業等の事項(※)に関して、労働者から苦情を受けた時は、苦情処理機関に対して、その処理

を委ねる等、自主的な解決を図るように努めなければならない。」とされました。とは言っても大げさに考える必要はなく、苦情を受け付ける担当者を決め、労働者の苦情を受け付ければ十分です。

### ★紛争解決の援助

育児休業、介護休業等の事項(※)については、労働局長が助言・指導する項目に入っていませんでした。

9月30日からは、労働者と事業主との間の紛争が生じ、援助を求められた場合、必要な助言・指導・勧告をすることができるようになりました。

また、会社は、労働者が労働局長に援助を求めたことを理由として、その労働者に、解雇その他不利益な取り扱いをしてはいけません。

### (※ 事項)

イ.育児休業、ロ.介護休業、ハ.子の看護休暇、ニ.介護休暇、ホ.所定外労働の制限、ヘ.時間外労働の制限、ト.深夜業の制限チ.所定労働時間の短縮措置等(勤務時間の短縮等の措置)リ.労働者の配置に関する配慮

〈補足〉これらは、事業主に実施が義務づけられている事項となっています。尚、ことホは、その制度が導入されてから(平成21年7月から1年以内。100人以下の事業については3年以内)、苦情の自主的解決等の対象となります。

### ★企業名の公表制度

介護休業等の規定に違反をしている会社があった場合、厚生労働大臣はまず「勧告」し、その勧告に従わなかった時は、**企業名等を『公表』**できるようになりました。

よほど悪質でなければ、公表されることはないと思われますが、公表された場合、世間に対して、かなりマイナスのイメージとなるでしょう。

### ★罰則(過料)

求められた報告をしない、嘘の報告をした場合、20万円以下の過料が課されるようになりました。

RNEWSに関するお問い合わせは下記まで

## 社会保険労務士 山下事務所

〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2

Phone 092-982-2595 Fax 092-523-1836

E-Mail : [office-srry@sr-yamashita.com](mailto:office-srry@sr-yamashita.com)

ホームページ : <http://sr-yamashita.com>

### 【業務案内】

- |            |            |
|------------|------------|
| ★就業規則の作成変更 | ★401k導入支援  |
| ★人事賃金制度の構築 | ★セミナー／講演   |
| ★管理者研修の実施  | ★各種助成金の申請  |
| ★退職金制度の構築  | ★労働／社会保険手続 |

事務所は不在がちです。ご連絡は、お電話もしくはE-mailでお願い致します。